

○資本関係等のある資格者同士の入札参加について

平成20年 6月24日制定
最終改正 令和 7年 3月27日

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から同一入札への参加について一定の制限を加える必要があることから、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 実施事項

次の各号の入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

ただし、基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。

- (1) 岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）
- (2) 岩見沢市が発注する物品等の購入並びに清掃及び警備その他の役務（以下「物品購入等」という。）

2 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会

社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる

場合。

3 基準に該当する場合の取扱い及び公告等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格として、基準に該当する者は同一の入札に参加することができない旨を、入札の公告、入札説明書等に明示するものとする。
- (2) 基準に該当する者のした入札は、無効とすることとし、その旨を入札の公告、指名通知等に明示するものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者のした入札は無効とはならないものとする。

4 基準に該当することの確認等

資本関係又は人的関係の有無を確認するため、入札参加者に対して次の各号により、提出を求めることができる。

- (1) 建設工事等 北海道市町村入札参加資格共同審査による提出
- (2) 物品購入等 資本関係・人的関係に関する調書（別記様式1）による提出

5 その他

基準に該当する場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、岩見沢市工事等入札心得4－（2）には抵触しないものとする。

附 則

- 1 この基準等は、平成20年6月24日以後に、3に規定する明示を行った工事等から適用する
- 2 この基準等は、公募型及び意向確認型以外の指名競争入札については、当分の間、適用しない

附 則（平成28年11月25日改正）

この基準等は、平成29年4月1日以後に、3に規定する明示を行った工事等から適用する。

附 則（平成30年11月27日改正）

この基準等は、平成31年4月1日以後に、3に規定する明示を行った工事等から適用する。

附 則（令和3年9月29日改正）

この基準等は、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この基準等は、令和7年4月1日から適用する。

資本関係・人的関係に関する調書

年　月　日

岩見沢市長　　様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

法人番号												
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 資本関係 [あり・なし]

商号又は名称	本社所在地(市町村名)	具体的関係

2 人的関係 [あり・なし]

役職	氏名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職

- (注) (1) 申請者と関係のある岩見沢市物品購入等競争入札参加資格者をすべて記載してください。
- (2) 1、2とも「あり・なし」どちらかを○印で囲み、「なし」の場合には欄内の記載は不要です。
- (3) 1の具体的関係欄には、申請者から見た関係(「親会社等」「子会社等」「親会社等と同じくする子会社等同士」等)を記載してください。
- (4) 2の役職及び兼任先役職欄には、別紙「役員の定義」を参照のうえ、「代表取締役」「取締役」等の役職名を記載してください。
- (5) 2の人的関係には、別紙「役員の定義」上の人的関係に該当しない関係者は含みませんので、記載は不要です。
- (6) 上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係のある会社等がある場合はそれぞれ1及び2に記載してください。
- (7) 協同組合等の構成員が同一の種別に登録する場合は、その構成員全員を1に記載してください。
- (8) 欄が不足する場合には、適宜追加するか、別葉を添付してください。
- (9) 法人番号欄には、国税庁から通知のあった13桁の番号を記入してください。受任(支店・営業所等に入札等の権限を委任)登録する場合であっても、この調書の申請者は本社とし、法人番号欄には本社の法人番号を記入してください。

役員の定義

	区分	役職及び兼任先役職欄
	一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合	
①	1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者は除く。 ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役	「代表取締役」 「取締役」
	2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役	「代表執行役」 「執行役」
	3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）	「持分会社社員」
	4) 組合の理事	「組合理事」
	5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者	「その他（　）」※
②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合	「管財人」
③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合	「管財人」

※括弧内にはその役職の名称を記入すること。